

漁船・養殖施設整備等利子補給事業（拡充）

1 趣 旨

利子補給事業は、緊急経済対策として平成21年度補正予算により21・22年度の2年間の事業にて措置したところであるが、依然として経済状況は改善されておらず、魚価の低迷といった漁業を取り巻く環境も改善されていない。

このため、24年度まで事業期間を延長するとともに、1件当たりの融資枠（利子助成枠）の見直しと対象資金を漁業経営改善支援資金については長期運転資金、漁業近代化資金については5号資金を追加する。助成期間は厳しい国の財政事情を考え、漁船資金は10年、その他の資金は5年に短縮する。

2 事業内容

経営改善計画の認定漁業者が、漁船の建造、取得、養殖施設等の取得、種苗の購入等を行うため、日本政策金融公庫資金（漁業経営改善支援資金、漁船資金）又は漁業近代化資金を借りた場合、利子を助成（最大2%まで）することにより、金利負担の軽減（実質無利子化）を図る。

（助成内容）

- ・ 23年度融資枠 60億円
(公庫資金30億円、近代化資金30億円)
- ・ 事業期間 23、24年度
- ・ 対象 認定漁業者 → 現行どおり
- ・ 利子助成期間 現行最大15年 → 漁船関係資金 10年、その他 5年
- ・ 対象資金 公庫資金 漁船関係資金のみ → 改善支援資金の漁船建造・取得資金・長期運転資金及び漁船資金
- ・ 助成の上限 近代化資金 1～4号資金 → 1～5号資金
公庫資金 1億円 → 漁船関係資金 1億円
長期運転資金 5千万円
近代化資金
1号資金 20t以上 5千万円 → 1億円
20t未満 1千万円 → 5千万円
2～5号資金 1千万円 → 2千万円

3 事業実施主体 民間団体等

4 事業実施期間 平成21年度～平成24年度

5 平成23年度概算決定額（前年度予算額） 169,488千円（165,470千円）

6 補助率 定率（漁業者が負担すべき金利と同率（上限2%））

7 担当課 水産庁水産経営課 03-6744-2347（直）

事業の仕組み

